

議第20号

平成22年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 事 項 | 区 分 | 事 業 量 | 概 要 |
|-------------|-----|--------------------------------------|-------------|
| 年間総給水量 | | 200,202,500 ^{m³} | |
| 1日最大給水量 | | 606,000 | |
| 1日平均給水量 | | 548,500 | |
| 期首使用者数 | | 742,000 ^件 | |
| 期末使用者数 | | 747,000 | |
| 増加見込数 | | 5,000 | |
| 主要な建設改良事業 | | | |
| 上水道施設整備事業 | | 8,900,000 ^{千円} | 水道施設の増強及び整備 |
| 鉛製給水管単独取替事業 | | 3,000,000 | 鉛製給水管の取替え |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 30,223,000千円

 第1項 営業収益 30,105,032千円

 第2項 営業外収益 117,968千円

支 出

第1款 水道事業費用 30,141,000千円

| | |
|-----------|--------------|
| 第1項 営業費用 | 24,953,526千円 |
| 第2項 営業外費用 | 5,177,474千円 |
| 第3項 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,913,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額508,222千円及び損益勘定留保資金等11,404,778千円で補てんするものとする。）。

収 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 12,109,000千円 |
| 第1項 企業債 | 11,052,000千円 |
| 第2項 出資金 | 221,000千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 17,808千円 |
| 第4項 工事負担金 | 459,143千円 |
| 第5項 加入金 | 342,857千円 |
| 第6項 基金収入 | 13,560千円 |
| 第7項 その他資本的収入 | 2,632千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 24,022,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 12,499,084千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 11,499,356千円 |
| 第3項 投資 | 13,560千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------|------------------|-----------------|
| 上水道施設整備事業 | 平成23年度から平成25年度まで | 千円 5,020,000 |
| 鉛製給水管単独取替事業 | 平成23年度 | 180,000 |
| 諸 施 設 整 備 | 平成23年度及び平成24年度 | 300,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|--------------|-----------------|--|---------------------------------------|--|
| 上水道施設整備事業費 | 千円 6,380,000 | 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 | 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 | 起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。 |
| 鉛製給水管単独取替事業費 | 1,800,000 | | | |
| 計 | 8,180,000 | | 8.0以内 | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、250,000千円と定める。

平成22年2月17日提出

京都市長 門川 大作